

協議第 1 2 0 号

平成 1 6 年 月 日 確認

合併の期日について

合併の期日について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第120号

協議会協議項目（案）

合併期日について

津地区合併協議会

協議項目	2.合併の期日	調整の内容(案)	平成17年4月1日とする。
関係項目			

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要(平成16年5月26日公布)

経過措置に関する事項

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。(施行期日は、公布の日とする。)

三重県内法定合併協議会(市部)の状況

H16.6.21現在

法定協議会名	設置日	方式	新市名	合併期日
志摩地域合併協議会	H15.4.1	新設	志摩市	H16.10.1 (金)
伊賀地区市町村合併協議会	H15.4.1	新設	伊賀市	H16.11.1 (月)
桑名市・多度町・長島町合併協議会	H15.2.1	新設	桑名市	H16.12.6 (月)
松阪地方合併協議会	H15.4.1	新設	松阪市	H17.1.1 (土)
亀山市・関町合併協議会	H15.4.1	新設	亀山市	H17.1.11 (火)
四日市市・楠町合併協議会	H15.10.1	編入	四日市市	H17.2.7 (月)
伊勢地区合併協議会	H16.3.1	新設	未定	未定
津地区合併協議会	H15.1.1	新設	津市	

1 合併期日の取扱について

- (1) 合併期日については「平成17年1月目標」として確認しており、具体的な期日を決定する必要がある。
- (2) 合併期日の決定にあたっては、重点課題の調整に時間を要したことにより、合併調印・議決が当初予定より約4～5か月遅れる見込みであること、また、議決後の新市移行準備にも相当の期間が必要となることを踏まえ検討する。
- (3) 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年5月26日公布）の内容を踏まえ検討する。

2 調整案選定の理由

- (1) 会計年度の開始日で区切りがよい。
- (2) 新市の事業開始と会計年度が一致するため、新市予算への移行が他の案に比べ容易である。
- (3) 決算が一度ですみ、他の案に比べ容易である。
- (4) 普通交付税の算定替えのメリットを最大限生かすことができる。
- (5) 国民健康保険税(料)の賦課期日が4月1日であり、4月2日以降の合併の場合、旧市町村の制度が混在することになる。
- (6) 使用料、負担金等の算定について、年度途中での一元化(変更)による市民の混乱が避けられる。
- (7) 合併期日が遅れる場合、事務事業調整内容の再検討が必要となる。(平成17年4月1日から、新制度による事業開始で調整した例が多い)
- (8) 各種契約、補助金等交付事務などの移行が容易である。